

# SPC JINJIKEN NEWS



## ◇4月からの道路交通法の改正により自転車にも

### ◆4月から自転車にも「青切符」制度が導入

道路交通法の改正により2026年4月から、自転車の交通違反に「交通反則制度」（いわゆる「青切符」制度）が導入されます。この青切符は自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法で、今までは自転車には導入されていませんでした。

これまでは自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」（飲酒運転など特に悪質性・危険性が高いものに適用）等を用いた刑事手続による処理が行われていましたが、青切符の導入により、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となるものとされています。

### ◆青切符により検挙される違反例

青切符により検挙される違反の一例として、信号無視（反則金6,000円）、一時不停止（同5,000円）、携帯電話使用（同12,000円）、制動装置（ブレーキ）不良（同5,000円）等が挙げられます。

青切符導入後も、自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施し、交通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象とするとされていますが、検挙の対象が広がったことで、自転車の交通違反については取締りが強化されることとなります。

### ◆従業員への周知を

通勤等で自転車を使用する従業員もいるところ、自転車への青切符導入は個人としては当

然知っておくべき改正です。一方、業務において重大事故が起こった場合などは、企業に使用者責任が問われるケースなども想定されます。自転車の交通違反への取締り強化が進む中、自転車への青切符導入や、自動車のみならず、自転車の交通違反防止については、ぜひ従業員に周知していききたいところです。

【警視庁「道路交通法の改正について（青切符についても含む）」】

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle\\_kaisei.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html)

## ◇失業保険の申請サポートをめぐるトラブルに注意～国民生活センター・東京労働局が注意喚起

◆国民生活センターは、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうたう申請サポートに関する相談が増えているとして、注意を呼びかけました。東京労働局も同様に、「失業保険の金額・期間を増やせる」と宣伝する業者に関するトラブルへの注意喚起を発信しています。失業保険は、ハローワーク（公共職業安定所）での申請と審査に基づき支給される公的支援制度であり、外部事業者が給付内容を増やせるものではありません。

### ◆過度な宣伝と解約をめぐるトラブルが多発

全国の消費生活センターには、「サポートを依頼すれば受給額が増えると思ったが実際には増えなかった」「途中で解約を申し出たところ高額な違約金を請求された」といった相談が寄せられています。申請サポート契約の中には、広告や勧誘の段階で過度な期待を持たせる表

現が使われているケースもあり、契約内容の理解不足によるトラブルが増えています。契約前に、サービス内容と費用、解約条件が妥当かどうかを慎重に確認することが重要です。

#### ◆不正受給を促す悪質な事例も

さらに深刻なのは、不正受給を促すかのような誘導が見られる点です。実際にはメンタル不調がないにもかかわらず「うつ病と診断されるためのマニュアル」が送られてくるなど、虚偽の申請を促すケースが報告されています。不正受給が行われた場合、受給者本人が返還・納付を命じられるほか、詐欺罪などの刑事罰の対象となる可能性があります。事実と異なる申告を求められた場合は、絶対に応じてはいけません。

失業保険は再就職を支援する大切な制度です。事業者との契約に不安を感じた場合やトラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

【国民生活センター「失業保険の給付額等を増やすことができるとうたう申請サポートに注意 — 不正受給を促すかのようなケースも！—】

[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20251203\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20251203_1.pdf)

【東京労働局「失業保険の金額・期間を増やせる」とうたう申請サポートにご注意ください。」】

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_01662.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_01662.html)

#### ◇高齢者は預金通帳を見せる？

##### ◆介護保険の利用者負担見直しのゆくえ

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、利用者の負担を増やす見直しが行われようとしています。ここでは12月1日に厚生労働省が社会保障審議会の介護保険部会に示した見直し案のうち、利用者負担割合についてご紹介します。

##### ◆2割負担となる所得の判断基準

現在、介護保険の利用料は原則1割負担ですが、単身世帯で一定以上所得（年収280万円以上）なら2割、現役並み所得（年収340万円以上）なら3割負担となっています。厚生労働省は2割負担とする所得基準について、260万円（夫婦326万円）、250万円（同316万円）、240万円（同306万円）、230万円（同296万円）とする4案を示しました。

##### ◆激変緩和措置

厚生労働省は2割負担の対象者を広げるにあたり、激変緩和措置として2案を示しました。

第1は、当面の間は負担増加の上限額を月7,000円とする案です。これは、1月の負担増を最大の場合（月22,000円）の約3分の1に抑えるものです。

第2は、預貯金額が一定額以下の人は1割負担を続ける案です。これは、所得基準では2割負担になる人でも、預貯金、有価証券、投資信託などの金融資産が一定額以下の場合は、通帳などの資料を添付して自己申告すれば1割のままとするものです。厚生労働省は一定額として、700万円（夫婦1,700万円）、500万円（同1,500万円）、300万円（同1,300万円）の3案を示しました。なお、この預貯金要件は、介護施設における低所得者の居住費・食費を軽減する補足給付がすでに預貯金等を勘案して利用者負担段階を設定していることを踏まえて、自治体の事務負担に配慮するとされています。

「介護の社会化」の理念を掲げて2000年に始まった介護保険制度ですが、持続可能性を高めるため、利用者と家族の負担を増やす方向で議論が進められており、今後の動向が注目されます。

【厚生労働省「第130回社会保障審議会介護保険部会の資料について／資料1」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_66495.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66495.html)



**重要・要確認**

**令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点を確認しておきましょう**

令和7年度税制改正により、基礎控除の見直し等（基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正）が行われました。

さらに、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務においても対応が必要です。どのような変更があり、どのように対応する必要があるのか？ 以下で、その注意点を整理しておきます。

.....**令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点**.....

**注意点① 扶養控除等(異動)申告書の記載事項の変更**  
 令和7年分までの扶養控除等(異動)申告書には、「控除対象扶養親族」を記載するようになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等(異動)申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

**注意点② 扶養親族等の数の算定方法の変更**  
 令和7年分までの源泉徴収事務においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。  
 〈補足〉令和8年分以降の「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」においても、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

**注意点③ 源泉徴収税額表の改正**  
 令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和7年度税制改正の内容を反映した「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求める必要があります。  
 〈補足〉「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」も改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき賞与については、「令和8年分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して、源泉徴収税額を求める必要があります。

★令和8年1月に支払う給与からの所得税の控除は、上記の新たなルールに沿って行うことになります。新たな扶養控除等(異動)申告書の記載内容などを確認し、新たな源泉徴収税額表を用いるようにしましょう。必要であれば、国税庁の「令和8年分 源泉徴収税額表」のダウンロードページのURLをお伝えしますので、気軽にお声掛けください。

**注目**

**高市政権で初の総合経済対策を決定**

令和7年11月下旬、高市政権では初の経済対策となる「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が決定されました。この総合経済対策の規模は、21.3兆円程度（①一般会計の歳出：17.7兆円程度、②減税：2.7兆円程度、③特別会計：0.9兆円程度）で、昨年度の総合経済対策を大きく上回る規模となっています。

.....**「強い経済」を実現する総合経済対策の3つの柱と気になる施策**.....

**□ この総合経済対策の3つの柱**

- 第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応
- 第2の柱：危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
- 第3の柱：防衛力と外交力の強化

**□ 気になる施策(主に企業実務に影響をあたえそうなもの)**

第1の柱では、足元の物価高への対応、地方の伸び代の活用と暮らしの安定、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を図ることとしています。具体的な施策をみると、次ページのような内容も盛り込まれています。



(次ページへ続く)

- 賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。
- 物価高の影響を受ける中低所得者の支援のため、給付付き税額控除の制度設計に着手するとともに、基礎控除の物価に連動した引上げについて、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。
- 物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生までのこどもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当（仮称）を支給する。

★この総合経済対策に係る予算を中心に、一般会計の歳出総額で18兆3,034億円を計上した「令和7年度補正予算」も令和7年12月16日の参議院本会議で可決・成立しました。今後、どのように具体化されるのか？ 動向に注目です。

**施行済みの改正** **マイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額が改正されました**

「自動車や自転車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額」が引き上げられました。そのポイントを確認しておきましょう。

……………**いわゆるマイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額の改正のポイント**……………

【改正後の1か月当たりの非課税限度額】

区 分	課 税 さ れ な い 金 額		
	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円	同 左
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左	



★自動車や自転車などの交通用具を使用して通勤している方に通勤手当を支払っている企業では、チェックしておく必要があります。該当者がいる場合は、国税庁の資料などを紹介いたしますのでお声掛けください。

なお、電車やバスなどの交通機関のみを利用して通勤している場合の通勤手当の非課税限度額については、改正はありません。

□ この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。